くらしの情報

年金のお知らせ
戸籍年金係　　内線333

保険料の納付忘れはありませんか？

■国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的困難な場合、保険料の免除を申請することができます。また、平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

○これまでは、過去分の国民年金保険料の免除（※）が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。
○平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

■失業などの特例免除の対象期間も拡大されます

○災害・失業などを理由とした免除（特例免除といいます）は、これまでは、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。
○平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。（平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです）

■申請方法は

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に申請してください。
必要な添付書類など、詳しくは、上記の申請先までお問い合わせください。
（※）「免除」とは、全額免除、一部免除（3/4、半額、1/4）、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

◆ご注意ください◆
○2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。
○申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。
なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

２月７日は「北方領土の日」です

北方領土問題に対する国民の関心と理解を更に深め、全国的な北方領土返還要求運動の一層の推進を図るために、政府は1981年（昭和56年）1月6日の閣議で2月7日を「北方領土の日」とすることを決定しました。
この2月7日は、1855年（安政元年）伊豆の下田で、『日魯通好条約』が結ばれ、択捉島とウルップ島の間に国境を定め、択捉島以南の北方四島を我が国の領土として国際的にも明らかにされた歴史的な意義をもつ日であり、平和的な話し合いの中で領土の返還を求める北方領土返還要求運動推進の目的に最も合った日として設けられたものです。
2月7日を一つの機会としてこの問題に対する理解を深めていきましょう！

除雪中の事故にご注意ください！！